○叙勲

瑞宝単光章を授けられる（以上十月六日）
（北海道利尻町議会議員）　惣万　優
米窪千加代

旭日双光章を授けられる（各通）
太田秀夫　藤井槙　森本茂行

旭日単光章を授けられる（各通）（以上十月三日）
荒井英一　穐田義貞

旭日双光章を授けられる（各通）
川邊信一郎　外谷忠夫　根本幸秀

旭日単光章を授けられる（各通）（以上十月四日）
（中津川市議会議員）　深谷明宏
田中昭典　永山盛三　上西勝

旭日単光章を授けられる（各通）（十月五日）
河崎直通

旭日単光章を授けられる（十月六日）
安野彌一郎

瑞宝小綬章を授けられる（各通）
（財務事務官）　秋山則夫　櫻田高庸　岡朝山哲　造章
佐藤三浦宮司正　簡原雄二郎　福田義澄　福光部口　山定見　裕浩
依光淑曉

瑞宝双光章を授けられる（各通）（以上十月三日）
朝倉文人　滝沢優巖

瑞宝小綬章を授けられる（各通）
蛯原茂　佐藤昇司　志村壽保

瑞宝双光章を授けられる（各通）
下地昌吉　中澤滋　中満保
比野元美　細井彦　田中泰二
上田進　大武松　本邦雄　佐藤克也　山田昌一

瑞宝単光章を授けられる（以上十月四日）
（鹿児島大学名誉教授）　高嶋守　松本大武　佐藤邦雄　山口純一

瑞宝小綬章を授けられる
黒田勝三　真田匡三　長長俊
塚本茂樹　堀中久雄　町豊秋
渡邉則雄

瑞宝双光章を授けられる（各通）
長井壽一　福岡順　藤田力
古田利直　宮脇信一

瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上十月五日）
津田久夫　丸山博　中園誠司　石井博　山廉博

瑞宝双光章を授けられる（各通）
青木正行　井手一實　八田勝彦

瑞宝双光章を授けられる（各通）
上田邦人

瑞宝単光章を授けられる（以上十月七日）
大谷宏和　小野澤五男
上玉利章　眞木宙三

瑞宝単光章を授けられる（各通）（十月八日）
三宅光男

瑞宝単光章を授けられる（十月九日）

官庁発表

官庁事項

東北地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路に指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成 28 年 11 月 14 日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

道路の種類	路線名	区間
一般国道	45号	宮城県本吉郡南三陸町志津川字五日町90番地から同町志津川字新井田９番地５まで

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

青森労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、青森県鉄鋼業最低賃金（平成20年青森労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 11 月 14 日

青森労働局長　片淵　仁文

第４号中「１時間816円」を「１時間835円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年12月21日から効力を生ずる。

青森労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、青森県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年青森労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 11 月 14 日

青森労働局長　片淵　仁文

第４号中「１時間750円」を「１時間765円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年12月21日から効力を生ずる。

青森労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、青森県各種商品小売業最低賃金（平成20年青森労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 11 月 14 日

青森労働局長　片淵　仁文

第４号中「１時間743円」を「１時間758円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年12月21日から効力を生ずる。

青森労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、青森県自動車小売業最低賃金（平成20年青森労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 11 月 14 日

青森労働局長　片淵　仁文

第４号中「１時間782円」を「１時間798円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年12月21日から効力を生ずる。

宮城労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年宮城労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 11 月 14 日

宮城労働局長　尾形　強嗣

第４号中「１時間783円」を「１時間798円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年12月15日から効力を生ずる。

福島労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福島県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金（平成20年福島労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 11 月 14 日

福島労働局長　島浦　幸夫

第４号中「１時間801円」を「１時間816円」に改める。

福井労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福井県紡績業、化学繊維、織物、染色整理業最低賃金（平成20年福井労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 11 月 14 日

福井労働局長　早木　武夫

第４号中「１時間740円」を「１時間756円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年12月24日から効力を生ずる。

岐阜労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金（平成20年岐阜労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 11 月 14 日

岐阜労働局長　本間　之輝

第４号中「１時間902円」を「１時間917円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年12月21日から効力を生ずる。